

太宰府市学校図書館基本指針

平成31年4月

令和4年2月（改定）

太宰府市教育委員会

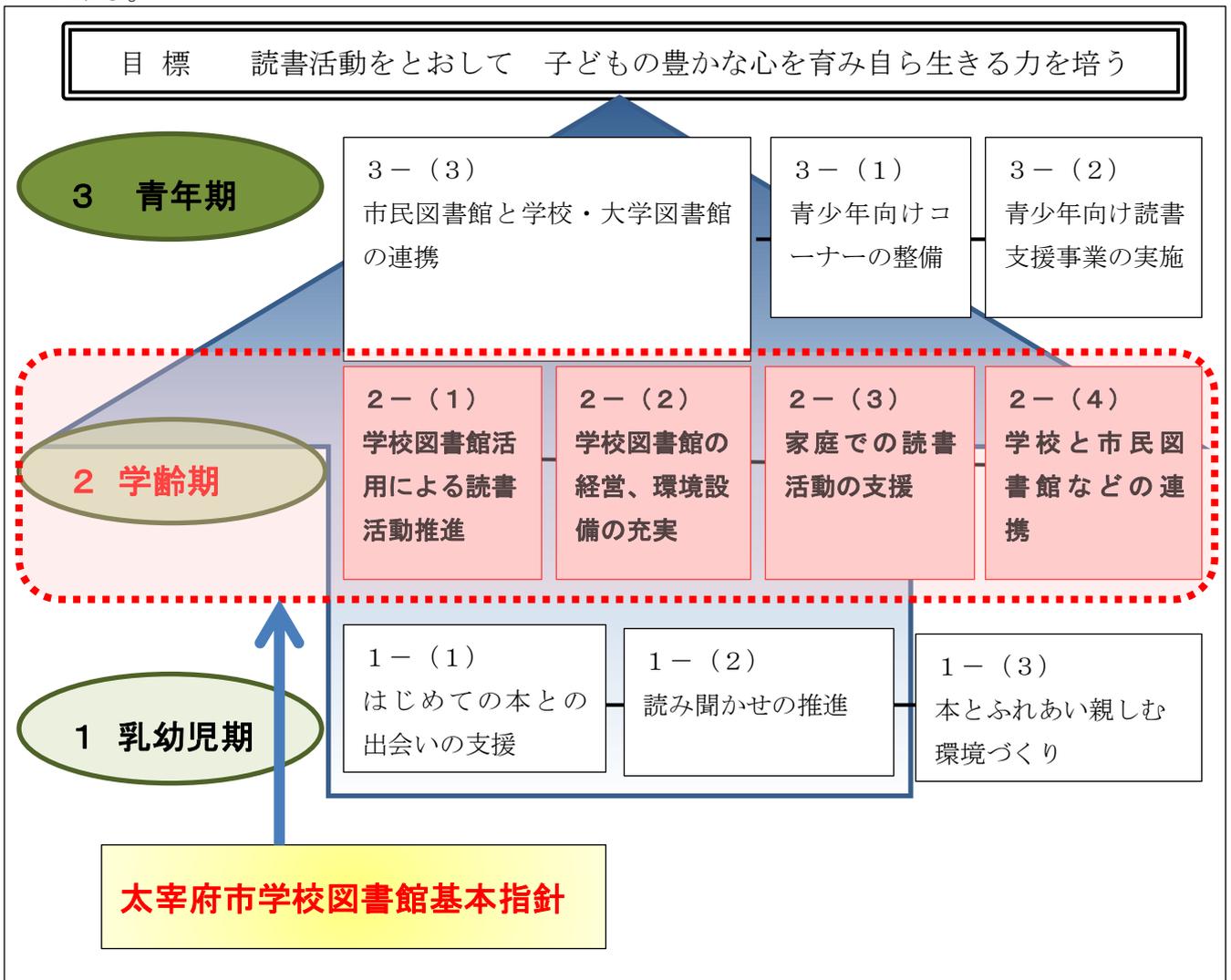
目 次

1	「第2次太宰府市子ども読書活動推進計画」と「太宰府市 学校図書館基本指針」の関係	1
2	学校図書館の役割	2
3	学校図書館の機能	2
4	学校図書館の運営体制	3
5	学校図書館活用による読書活動推進	
	(1) 教職員の研修	5
	(2) 学校図書館の有効活用	
	ア 学年はじめの「学校図書館オリエンテーション」の実施	6
	イ 学校図書館の活用にあたって留意すること	8
6	学校図書館の経営、環境設備の充実	
	(1) 学校司書の配置	9
	(2) 図書館だよりの発行	9
	(3) 環境設備の充実	
	ア 図書への興味・関心を高める工夫	9
	イ 蔵書の整備	10
	(4) 図書委員会の活動の活性化	11
7	教育課程編成上の留意点	
	(1) 教育課程上への位置付け	11
	(2) 教育課程の管理	12
8	市民図書館との連携	
	(1) 授業支援図書の利用	12
	(2) 移動図書館「すくすく号」、学級への配本の積極的利用	12
	(3) 中学校個人貸出の積極的利用	12
9	その他	
	(1) 保護者への啓発	12
	(2) ボランティアの活用	12

1 「第2次太宰府市子ども読書活動推進計画」と「太宰府市学校図書館基本指針」の関係

太宰府市は、平成30年3月、「第2次太宰府市子ども読書活動推進計画」を策定した。この計画は、国が定めた「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成13年）、「第三次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」及び県が定めた「福岡県子ども読書推進計画」（平成28年改定版）を参考に策定されたもので、家庭や学校、地域といったいろいろな場面で、読書活動を通じて子どもの豊かな心を育み、自らの生きる力を培うことができるようにすることを目的としている。

また、この計画は、「1 乳幼児期」、「2 学齢期」、「3 青年期」と、「子ども」の段階を3つのステージに分けて、各ステージにおける読書活動の推進計画を策定している。「太宰府市学校図書館基本指針」は、下の図のとおり、「第2次太宰府市子ども読書活動推進計画」－「2 学齢期」の計画の具現化を図るものであり、学校図書館の活用のあり方を示したものである。



2 学校図書館の役割

学校図書館法

学校図書館は

◆ 図書、学校教育に必要な図書館資料を
収集、整理、保存



◆ 児童又は生徒及び教員の利用に供する

学校図書館は、児童生徒だけでなく、
先生にも情報の提供等をします！



学校の教育課程の展開に寄与

◆ 学習、学びが充実

児童生徒の豊かな教養を育成

◆ 広い知識から生まれる豊かな
心の育成

「学校図書館」は学校教育において
欠くことができない基礎的な設備

- ・ 同一作家の作品一覧リストが欲しい
- ・ 新聞の〇〇についての記事が欲しい
- ・ 授業に関連したブックトークをしてほしい
- ・ 学校図書館の利用の仕方の指導をしてほしい

この法律において「学校図書館」とは、小学校（特別支援学校の商学部を含む。）、中学校（中等教育学校の前期教育課程及び特別支援学校の中等部を含む。）及び高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）（以下「学校」という。）において、図書、視覚聴覚教育の資料その他学校教育に必要な資料（以下「図書館資料」という。）を収集し、整理し、及び保存し、これを児童又は生徒及び教員の利用に供することによって、学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童又は生徒の健全な教養を育成することを目的として設けられる学校の設備をいう。（同法第二条）

「学校図書館法」（昭和28年8月8日法律第185号 最終改正：平成26年6月27日法律第93号）

3 学校図書館の機能

機能1：「読書センター」としての機能

- ◆ 児童生徒の読書活動の場
- ◆ 児童生徒への読書指導の場

- ・ 本を選んで読む経験を与える
- ・ 読書に親しむきっかけづくり
- ・ 静かに読みふける場を提供
- ・ 様々な本を紹介して、読書の楽しさを伝える



機能2：「学習センター」としての機能

- ◆児童生徒の学習活動を支援
- ◆授業の内容を豊かにしてその理解を深める

- ・ 調べ学習の場を提供
- ・ 授業に必要な資料や情報を提供
- ・ 授業で扱われた作者や作品（テーマ）に関する資料を提供



機能3：「情報センター」としての機能

- ◆児童生徒や教職員の情報ニーズに対応
- ◆児童生徒の情報の収集・選択・活用能力を育成

- ・ 情報の探し方・資料の使い方を指導
- ・ 児童生徒が学習に使用する資料や、児童生徒による学習の成果物を蓄積、提供



その他の機能

- ◆子どもたちの「居場所」の提供
 - ・ 固定された人間関係から離れ、年齢の異なる様々な人々とかかわる場
 - ・ 心身ともに安心して過ごせる場、ほっとする場、学校のオアシス

4 学校図書館の運営体制

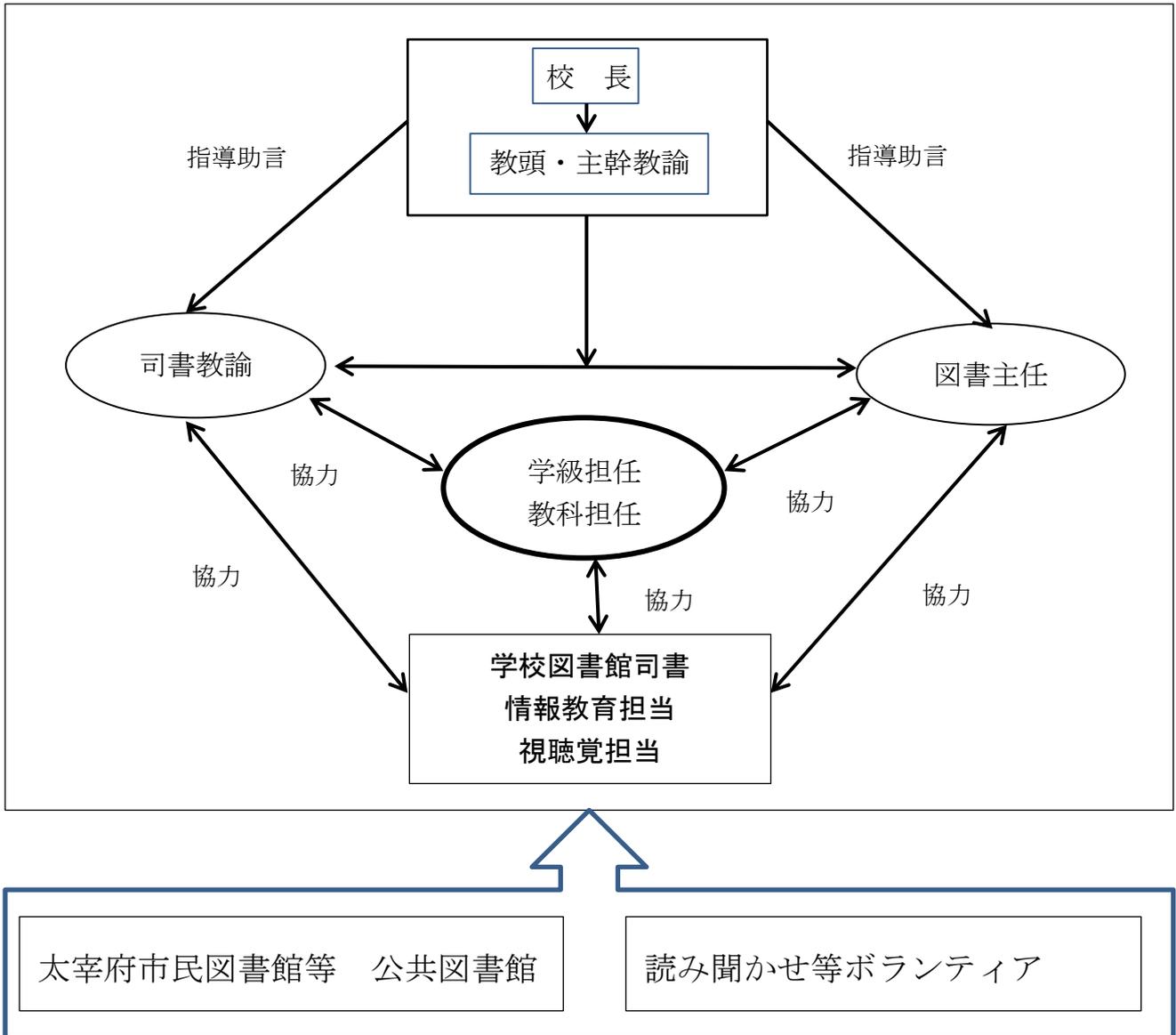
「学校図書館ガイドライン」

校長は、学校図書館の館長としての役割も担っている。



校長のリーダーシップの下、計画的・組織的に運営がなされるよう努める。

図：学校図書館の運営体制



司書教諭とは

- ◆ 「司書教諭」の資格を有し発令された教員
(12学級以上の小学校・中学校・高等学校に発令)
 - ◆ 学校図書館の専門的職務を担当
 - ◆ 学校図書館活動の推進リーダー
 - ◆ 図書館教育のコーディネーター
- <活動例>
- ・ 学校図書館運営計画の立案・実施
 - ・ 学校図書館年間利用計画のとりまとめ
 - ・ 読書指導に関する教員への指導助言、研修の実施
 - ・ 読書活動の企画・実施

司書教諭が未配置の場合、これらの役割は「図書主任」が担うものとする。

学校司書とは

◆学校図書館の「管理・運営」に関する職務と児童生徒に対する「教育」に関する職務に携わり、教職員の一員として、学校図書館の機能向上に向けて専門的役割を担う。

<活動例>

- ・学校図書館の環境整備
- ・読書活動の推進や読む力の育成のための取組の実施
- ・司書教諭や教職員からの相談に応じた資料の準備、整備
- ・情報活用能力育成のための授業における支援 等々



太宰府市では、小学校は平成25年5月から、中学校は平成29年10月から「学校司書」を位置付けている。

校長は、各小中学校の学校図書館の「館長」としての役割を担っており、各学校が策定した「読書活動推進全体計画」の確実な推進に向けてリーダーシップを発揮する必要がある。

具体的には、①校長自ら自校の読書活動の実態を把握するとともに、②実態から見えた課題の解決に向けて、司書教諭や図書主任に指導助言をしながら、図書館運営や各学級における指導の改善を図っていく。③その際、司書教諭や図書主任は、学校司書を加えた三者で学級担任や教科担当を支援していくようにする。また、各学校において、より豊かに読書活動を推進していくためには、市民図書館やボランティアの支援が必要となってくる。④校長は、公共図書館やボランティアとどのように連携していくのか、明確に方針を示し、⑤その方針に基づき、司書教諭や図書主任、学校司書がコーディネーターとしての役割を果たしていくようにします。

5 学校図書館活用による読書活動推進

(1) 教職員の研修

各学校においては、以下のような内容の研修を実施し、自校の読書活動推進計画や学校図書館のあり方、自校の読書活動の実態や課題等を共有する。

年度当初の研修

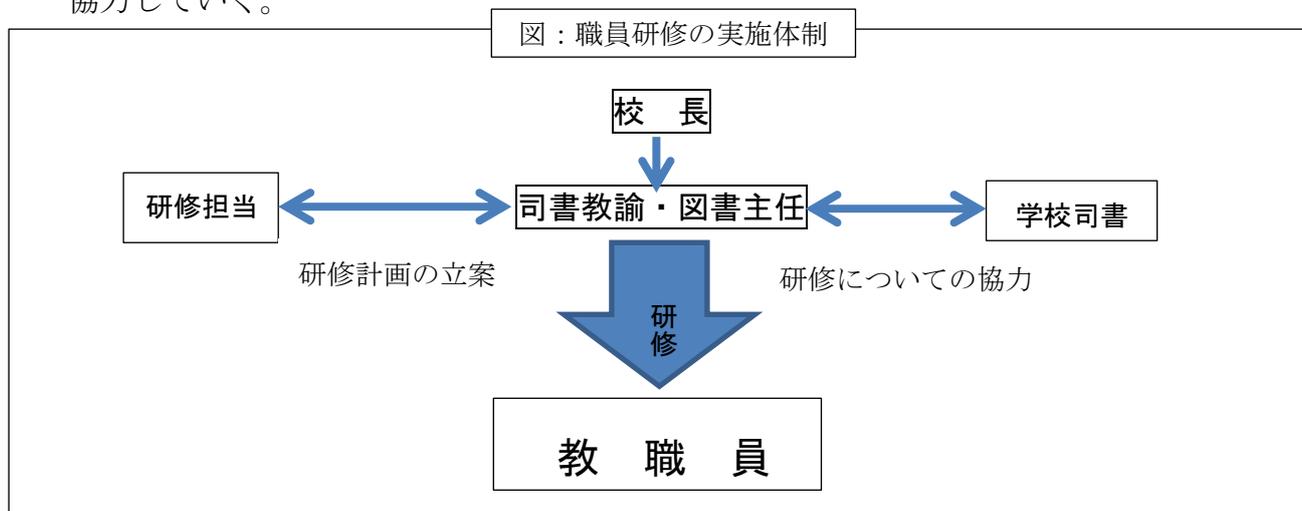
各学校においては、年度当初、次のような研修を実施する。

- ① 各学校の「読書活動推進全体計画」について（資料・・・「読書活動推進全体計画」）
- ② 学校図書館の在り方について（資料・・・「太宰府市学校図書館基本指針」）
- ③ 自校の図書館の利用上のきまりや留意点など（資料・・・各学校において準備）

学期末や年度末の研修

- ① 自校の読書活動の状況について
（資料・・・各学校で作成した貸し出し冊数等の統計資料、児童生徒の読書感想文等）

研修については、校長の方針・指導を受け、司書教諭と図書主任が校内研修担当と日程等を相談しながら計画・実施する。学校司書については、司書教諭と図書主任の依頼を受け、必要な資料を準備したり、説明を行ったりするなど、充実した研修となるよう協力していく。



（２）学校図書館の有効活用

各学校においては、「読書活動推進全体計画」に基づき、児童生徒が読書に親しむ活動や情報を収集・選択・活用する活動を行うようにする。

その際、次のような点に留意する。

ア 学年はじめの「学校図書館オリエンテーション」の実施

学校図書館の利用については、利用の１回目に必ず「学校図書館オリエンテーション」を行うようにする。このオリエンテーションについては、新１年生だけを対象とするのではなく、全学年を対象とする。

オリエンテーションで最も大切なことは、自校の図書館の使い方やきまりを理解させることである。

<学校図書館のきまりの例>

- ・ 静かにすること
- ・ 図書を大切に扱うこと
- ・ 貸し出しの手続きの方法
- ・ 返却期限
- ・ 貸し出し冊数
- ・ 開館、閉館時間



また、学校図書館オリエンテーションは学年の発達段階によって違う。以下は、各学年部の児童生徒への学校図書館オリエンテーションの例である。

図：発達段階に即したオリエンテーションの内容（例）

段 階	オリエンテーションの内容（例）
小学校低学年	① 自己紹介 ② 図書館の約束(クイズ形式など、子どもたちが参加できる方法で) ③ 本の場所 ④ 絵本の読み聞かせ ⑤ 本の紹介
小学校中学年	<3年生> ① 自己紹介 ② 図書館のルール確認 ③ 本の並び方 ④ 分類番号の話 ⑤ 図鑑・百科事典の使い方(目次・索引) ⑥ 本の紹介 <4年生> ① 自己紹介 ② 図書館のルール確認 ③ 本の並び方 ④ 分類番号の話(日本十進分類法) ⑤ 本探しゲーム ⑥ 本の紹介
小学校高学年	① 自己紹介 ② 図書館のルール確認 ③ 本の並び方 ④ 分類番号の話 ⑤ インターネット情報を含めた資料の利用上の注意点（著作権・引用等）について ⑥ 本探しゲーム・グループワーク等 ⑦ 本の紹介
中学生	① 自己紹介 ② 図書館のルール確認 ③ 本の並び方（日本十進分類法 NDCについて） ④ 雑誌、新聞、進路資料等の活用 ⑤ 参考図書、年鑑等の活用 ⑥ インターネット情報を含めた資料の利用上の注意点（著作権・引用等）について ⑦ 本の紹介

イ 学校図書館の活用にあたって留意すること

学校図書館を利用するにあたっては、その活用が効果的、効率的なものとなるよう以下の点に留意する。

- ◆ 事前に司書教諭や学校司書に、学習の目標（ねらい）、学校図書館の利用目的、準備してほしい図書（資料）等について、事前に説明しておく。

- ・ 何の教科で、何をねらいとするの？
- ・ 学校図書館で何をしたいの？
- ・ 事前に何を準備したらいいの？



- ◆ 同一学年で学校図書館を活用する際には、使用する図書（資料）等の重複を避けるために、もしくは、他の図書館から必要な図書を借りるために、学校図書館の利用時期を、学校司書に相談する。

（※学校図書館は他校や市民図書：
図書を借りるしくみがある。）

資料参考のこと

- ・ 同一学年で学校図書館を利用する際には、使用する図書（資料）等の重複を避け、必要数を揃えるためにも、まずは学年内で調整し早めに利用時期を学校司書に相談してほしいな。

学校図書館の有効活用は、子どもたちの自ら学ぶ力と豊かな感性を育むことにつながらなければならない。

そこで、担任（教科担当）や学校司書は、学びのナビゲーターとしての役割を果たすことが期待される。

- ◆ 子ども自身が自分で本を選び、読みふけるよう支援する。
 - ・ 様々な本を紹介して、選択することで本を選ぶことができるようにする。
 - ・ ブックトーク等により、続きを読みたいという気持ちを高める。
 - ・ 静かに集中して読むことができるような場づくりを行う。
- ◆ 資料を収集・選択・活用することができるよう支援する。
 - ・ 担任（教科担当）、司書教諭、図書司書で連携・協力して情報の探し方・資料の使い方指導する。
 - ・ 事前に担任（教科担当）と打ち合わせを行い、必要な図書（資料）を準備する。その際、市民図書館等と連携・協力し、準備する図書（資料）の充実を図る。
- ◆ 学校図書館を開かれたものとし、訪れた児童生徒の積極的受け入れを行うことで、児童生徒の居場所づくりとしての役割を果たす。

6 学校図書館の経営、環境設備の充実

(1) 学校司書の配置

子どもたちの読書活動の推進にあたって、学校司書が果たす役割の大きさを考え、太宰府市では、小学校は平成25年5月から、中学校は平成29年10月から「学校司書」を配置している。今後も配置を継続するとともに、学校司書の研修の充実に努める。

◆学校司書の研修（例）

- ・各学校の活動の情報交換を行う実践的研修
- ・各学校の学校図書館を輪番制で会場とする学び合いのある研修
- ・市民図書館等と連携した司書としての専門性を高める研修
- ・市教育委員会と意見交換を行う等、行政と学校司書が環境整備等に係る課題を共有する研修

(2) 図書館だよりの発行

学校図書館を経営、運営するにあたっては、図書館だより等による教職員や児童生徒への積極的な情報発信が求められる。図書館だよりの役割として次のような点が挙げられる。

<伝える情報>

- ◆新刊、お薦めの本、人気の本など、所蔵の図書に関する情報を伝える。
- ◆貸し出し冊数や学校図書館の利用状況など、読書に関する情報を伝える。
- ◆図書委員会の活動や読書推進を目的としたイベントなど、図書委員会がかかわった催し物や、学校図書館・図書を活用した催し物に関する情報を伝える。
- ◆学校図書館利用のマナーや貸し出しのきまりなど、学校図書館からの注意喚起に関する情報を伝える。

<伝える目的>

- ◆児童生徒及び教職員の利用マナー、きまりの遵守の徹底
- ◆児童生徒及び教職員の読書活動、図書館利用の活性化
- ◆保護者に対する読書活動についての啓発
- ◆図書委員会の活動の活性化

(3) 環境設備の充実

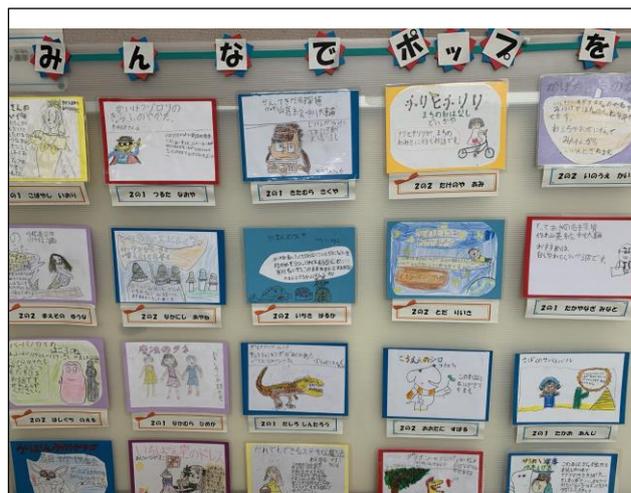
ア 図書への興味・関心を高める工夫

学校図書館は、「読書センター」「学習センター」「情報センター」の3つの機能を持っており、教室とは違った特別な空間である。しかし、子どもたちにとっては、図書への興味・関心を高め、日常的に気軽に入ることができる環境にしていく必要がある。

以下は、本市の学校図書館に見られる環境づくりの工夫である。



▼図書の種類を説明した掲示物



▲児童が作成したポップを掲示



イ 蔵書の整備

公立義務教育諸学校の学校図書館に整備すべき蔵書の標準として、平成5年3月に定めた「学校図書館図書標準」を目標とし、蔵書の整備に当たるようにする。

① 小学校

② 中学校

学級数	蔵書冊数	学級数	蔵書冊数
1	2, 400	1～2	4, 800
2	3, 000	3～6	4,800+640×(学級数-2)
3～6	3,000+520×(学級数-2)	7～12	7,360+560×(学級数-6)
7～12	5,080+480×(学級数-6)	13～18	10,720+480×(学級数-12)
13～18	7,960+400×(学級数-12)	19～30	13,600+320×(学級数-18)
19～30	10,360+200×(学級数-18)	31～	17,440+160×(学級数-30)
31～	12,760+120×(学級数-30)		

ただし、上表の「学校図書館標準」を達成することは大切だが、教科学習に活用するためには、社会情勢の変化、科学の進歩に合った本かどうかを精査し、内容が古くなって誤った情報を与えるような図書については、除籍をしていく必要がある。つまり、図書を増やすとともに、蔵書内容の適正化も同時に図っていく必要がある。

(4) 図書委員会の活動の活性化

各学校で児童会・生徒会活動として位置づいている図書委員会の活動を活性化することは、学校図書館環境の充実につながるとともに、児童生徒の読書活動の推進のために大きな意味を持っている。

以下は、図書委員会の活動の一例である。

- ◆お薦めの本のPOPづくりや本の帯づくり
- ◆統計を取り、人気の本を知らせる。
- ◆「子ども読書の日」(4月23日)や「読書週間」(10月27日～11月9日)、「文字・活字文化の日」(10月27日)のお知らせや簡易なイベントの開催
- ◆昼休みの絵本の読み聞かせやブックトークなど
- ◆図書館の図書の整理・整頓
- ◆読書活動の活性化を目的とした全校集会の実施 等々

また、各学校の図書委員会の活動を充実したものとするために、図書委員会においては、市民図書館等外部の行事イベント等を紹介するなど、幅広い活動に触れる機会を提供することも心がける。

7 教育課程の編成上の留意点

(1) 教育課程上への位置付け

各学校においては、朝や昼に読書活動の時間を位置付けるよう努める。その際、保護者や地域住民による読み聞かせボランティア等を積極的に活用していく。学校の教育課程上、日常的な読書活動の位置付けが難しい場合には、学校・学年行事や授業時間の隙間を活用した読書活動を実施するなど、児童生徒にとって読書活動が身近なものとなるようにする。

また、各学年においては、以下の活動について教育課程に位置付ける。

- ◆学年はじめのオリエンテーション
 - ◆調べ学習
 - ・国語科や生活科、社会科、理科、総合的な学習など、学年の発達段階に応じた、学校図書館を活用した調べ学習を学期に1回は位置付ける。調べ学習については、5-(2)-イに示した点に留意して、司書教諭、学校司書と担任等が連携・協力して実施するものとする。
- ※ 授業改善…新学習指導要領(平成29年告示)に示された学習指導要領には、学校図書館と授業改善にかかわって以下のような記述がある。

(7) 学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に生かすとともに、児童の自主的、自発的な学習活動や読書活動を充実すること。また、地域の図書館や博物館、美術館、劇場、音楽堂等の施設の活用を積極的に図り、資料を活用した情報の収集や鑑賞等の学習活動を充実すること。

小学校学習指導要領(平成29年告示)解説総則編(文部科学省)

(2) 教育課程の管理

学校図書館の効果的な活用がなされているかどうかについては、学年主任を中心に、学年で管理するとともに、主幹教諭あるいは教頭が計画的に運用されているか管理する。

活用後については、必ず、司書教諭や学校司書の意見等を参考にして成果と課題を整理し、カリキュラムの改善に努めるなど、PDCAサイクルを構築し、カリキュラムが常に更新されるよう留意する。

8 市民図書館との連携

(1) 授業支援図書の利用

各学校は授業で使用する資料について学校図書館に加え市民図書館の授業支援図書を利用することで、児童生徒が多くの資料を活用できるよう配慮する。

(2) 移動図書館「すくすく号」、学級への配本等の積極的利用

各学校は、市民図書館が事業として実施している移動図書館「すくすく号」の積極的利用、学期ごとに提供される学級文庫配本の有効活用し、学校図書館に加えて、市民図書館の活用についても学校として進んでかかわり、読書活動の充実を図るよう努める。

(3) 中学校個人貸出の積極的利用

各学校は市民図書館が事業として実施している中学校個人貸出を利用し、資料の多様性を向上させ、生徒・教職員の読書環境の充実に努める。

9 その他

(1) 保護者への啓発

各学校においては、読書活動が児童生徒の人格形成や生活習慣等に与える好ましい影響について、保護者を対象とした学校だよりや図書館だより、子どもの読書に関する講演会、家庭教育学級、学級懇談会などのさまざまな機会を捉えて啓発を行う。

(2) ボランティアの活用

各学校の読書活動は、読み聞かせや学校図書の修理等のボランティア活動によって支えられている。学校図書館は、積極的、効果的にボランティアの力を借り、読書活動の活性化を図っていく。

各学校の司書教諭、図書主任、学校司書は、計画的・組織的にボランティアの活用を推進していくようにする。